

事 務 連 絡

令和3年4月28日

公益社団法人日本バス協会理事長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

障害者による乗車券等の予約・決済のオンライン化の推進に関する検討要請について  
(依頼)

平素より、国土交通行政に関して格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、今般、総合政策局バリアフリー政策課より、別紙のとおり依頼がございました。

貴会におかれましては、平素より障害者割引等の施策にご理解とご協力をいただいているところでございますが、障害者の方が一般の旅客と同じ手続で公共交通機関を利用することができるよう、乗車券等の予約・決済手続のオンライン化を推進する必要がありますので、本件についてご了知いただくとともに、貴会傘下の会員に対しご理解とご協力を求めていただきますようよろしくお願いいたします。

<別添資料>

- ・別紙 事務連絡（総合政策局バリアフリー政策課発出）
- ・参考資料 第2次交通政策基本計画（素案）（抜粋）

以上

事 務 連 絡  
令和3年4月27日

自動車局旅客課長 殿

総合政策局バリアフリー政策課長

障害者による乗車券等の予約・決済のオンライン化の推進に関する検討要請について  
(依頼)

標記の件については、本年1月13日に赤羽国土交通大臣と平井デジタル改革担当大臣及び河野行政改革担当大臣との間で行われた会合(2+1会合)を受けて、赤羽大臣より、「障害者割引を導入している各種手続について、マイナンバーカードとの連携によるオンライン化を図るなど、障害者にとってより利用しやすい環境整備ができるよう、鋭意取り組んでいく」旨の方針が示されたところである。

これを受けて、とりわけ公共交通機関の分野において、障害者の方が一般の旅客と同じ手続で公共交通機関を利用することができるよう、乗車券等の予約・決済手続のオンラインを推進する必要がある、次期交通政策基本計画にも位置付けた上で、取組みを進めていくこととしている。

このため、所管の公共交通事業者や事業者団体等に対して、要請等を実施し、公共交通機関における乗車券等の予約・決済のオンライン化を推進されたい。

【R3.4.6～4.26 までの期間でパブコメ実施中の案】

## 第2次交通政策基本計画 (素案)

### 第4章 目標と講ずべき施策

本章では、前章の A から C までの基本の方針それぞれについて、本計画の期間内において目指すべき目標と、それらの目標を達成するために講ずべき施策を定める。

あわせて、目標に向けた達成状況を評価するための数値指標を設定する。

#### 基本の方針 A. 誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要不可欠な交通の維持・確保

##### 目標③ 交通インフラ等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進

###### (趣旨)

高齢者、障害者等、誰もが、いつでもどこへでも、安全・安心かつ円滑に移動することができる社会の実現に資する。

###### (施策)

- 障害の有無にかかわらず、誰もが当たり前のように快適に移動や旅を楽しむことができる世界最高水準のバリアフリー環境を有する高速鉄道を目指し、新幹線における車椅子用フリースペースの導入等に取り組む。また、障害者が一般旅客と同じ手続で公共交通機関を利用することができるよう、乗車券等の予約・決済手続のオンライン化を推進する。